

川越市エネルギー価格高騰対策LED照明器具導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業活動における光熱費の負担軽減を図るとともに、電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を抑制することにより地球温暖化対策を推進するため、自ら所有する事業所の照明器具を更新する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則(昭和54年規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定される事業者のうち、市内に事業所を有するものをいう。
- (2) 事業所 工場、事務所その他の事業場のことをいう。
- (3) 関連事業者 連結子会社を含むグループ会社のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす事業者とする。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者であること。
 - (2) 市から課税された税金全てにおいて、滞納がないこと。
 - (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
 - (4) LED照明器具を設置する建築物及び敷地に法令違反がないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 次のいずれかの申立てをし、又は申立てがなされている者
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て
- (2) 川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成5年9月28日施行）に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者（同法第32条第1項各号に掲げる者を除く。）

（補助対象機器）

第4条 補助の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、市内事業所に設置され、かつ、補助対象者の事業の用に供される機器であって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく当該機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準を満たすLED照明（トップランナー基準を達成したLED照明）とする。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の事業所に設置するもので、LED照明以外の既存の照明器具（以下「既存機器」という。）を補助対象機器に更新

すること（設置工事を伴わない電球や蛍光灯交換のみのもの、可搬式のものの場合を除く。）。

- (2) 更新前後で使用用途が同じであること。
- (3) 専ら居住を目的とする事業所における機器更新ではないこと。
- (4) 本補助金の申請時に、設置工事に着手していないこと。
- (5) 未使用品であること。
- (6) リース品ではないこと。
- (7) 次条に定める補助対象経費の総計が、10万円（消費税を除く。）以上であること。

2 国、県等が実施する国費が充当されている補助金又は市が実施する他の補助金等の交付を受けた事業又は受けようとする事業については、本要綱に基づく補助申請を行うことができない。
（補助対象経費）

第6条 補助対象経費は、前条に規定する補助事業のうち、補助対象機器の購入及び設置工事に係る費用とする。

2 補助対象経費において、次に掲げるものは含まないものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税額
- (2) 既存機器の処分に係る費用
- (3) その他補助対象機器の設置工事に直接関わらない経費
- (4) 補助対象経費のうち補助対象者の自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分（施工を含む。）において、利益等が排除されていない経費

（補助金の額）

第7条 市が交付する補助金の額は、補助対象経費の1/2の額又は30万円のいずれか低い額とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とする。ただし、予算の執行状況によっては、この限りではない。

- 2 補助金の交付は、一事業者につき1回限りとする。
- 3 一の申請で2か所以上の市内事業所を補助対象とすることを妨げないが、一の申請の補助交付額の上限は30万円とする。

(申請書の様式等)

第8条 規則第4条第1項に規定する申請書は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は、当該年度の12月28日(28日が休日の場合はその直近の営業日)までとする。

- 2 規則第4条第2項第5号に規定する市長が定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象機器の設置等に係る設計図面
- (2) 経費の内訳が明記されている契約書又は見積書の写し
- (3) 工事着手前の現況写真
- (4) 法人の場合、登記事項証明書(発行から3か月以内のものに限る。)
- (5) 個人事業者の場合、税務署が受理したことがわかる開業届又は確定申告書(直近のものに限る。)の写し(電子にて申請を行った場合は、申請時に提出したデータ及び受理されたことが確認できるデータの写し。)
- (6) 導入する補助対象機器の仕様がわかる書類
- (7) 改修する照明器具の一覧表(様式第2号)
- (8) その他市長が必要と認める書類

- 3 規則第4条第2項第1号から第4号までに規定する書類の添付は、要しない。

(交付決定通知の様式等)

第9条 市長は、前条の規定による申請書等を受理したときは、当該申請書等を審査し、かつ、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべき者と認めたときは、補助金の額を決定するものとする。

- 2 規則第7条第1項に規定する通知書は、様式第3号のとおり

とする。

3 規則第7条第2項に規定する文書は、様式第4号のとおりとする。

(補助事業の着手時期)

第10条 前条第2項による通知を受けた補助対象者(以下「交付決定者」という。)は、当該通知を受けた日以後に、補助対象機器の設置工事に着手しなければならない。ただし、市長が認めるときはこの限りでない。

(補助事業の内容変更等)

第11条 交付決定者は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更し、又は中止しようとする場合は、様式第5号により市長に申請しなければならない。ただし、補助金交付額の増額に係る内容の変更申請は行うことができない。

(変更又は中止の承認)

第12条 市長は、前条の規定に基づく変更又は中止の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、様式第6号により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により変更の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(報告書の様式等)

第13条 規則第13条に規定する報告書は、様式第7号のとおりとし、その提出期限は、市長が別に定める日までとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象機器の設置に係る経費の支払いを証する書類の写し
- (2) 補助対象機器の設置状態を示す写真
- (3) 市が課税する市税の全てに滞納がないことの証明書(発行

から1か月以内のものに限る。)

(4) その他市長が必要と認める書類

(確定通知書)

第14条 規則第14条第1項の通知は、様式第8号によるものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第15条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 交付決定者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定者が、補助金を当該補助事業等以外の用途に使用したとき。

(3) その他この要綱の規定及び補助金交付の条件に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができるものとする。

(財産処分の制限)

第17条 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して定める期間とする。ただし、交付が決定した日の属する年度の翌年度から起算して、当該年数が10年を超えるときは、10年とする。

2 前項に定める期間を経過する前に規則第18条の承認を求める者は、処分等を行う10日前までに様式第9号を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する承認の申請があった場合には審査を行い、その結果を様式第10号により当該申請者に通知するも

のとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(効力の失効)

第2条 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(財産処分の制限)

第3条 この要綱の失効前に補助金の交付があった場合における第17条の規定については、この要綱失効後も、なお従前の例による。